愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 新旧対照表

	旧	新	変更理由等
第1章 計画策定の経緯、	・・・長期にわたる保管が継続する中、PCB廃棄物の紛失等に伴	・・・長期にわたる保管が継続する中、PCB廃棄物の紛失等に伴う環	処理状況の進捗による
趣旨及び基本的事項	う環境汚染の進行が懸念される状況となってきた。	境汚染の進行が懸念される状況となった。	時点修正
第1節 経緯	処理体制の整備を推進することとし、現在、全国5か所において	全国5か所において日本環境安全事業株式会社による拠点的広域	PCB特別措置法、国の
	日本環境安全事業株式会社による拠点的広域処理施設の整備が進め	処理施設の整備を進めた。	基本計画変更及び処理
	られている。	しかし、処理事業開始後、処理困難なPCB廃棄物の対策、処理作	状況の進捗による時点
		業者への安全対策等、処理施設の整備時には想定できなかった課題が	修正
		発生し、当初予定していた平成28年7月までの処理完了が困難と	
		なったため、国は平成24年12月に、PCB特別措置法を改正し、	
		PCB廃棄物の処理期限を平成39年3月とすることとした。	
		東海4県のPCB廃棄物について、豊田市内に地元自治体及び地元	
		住民の理解と協力の下、豊田事業所を設置し、平成17年9月から処	
		理事業が開始され、これにより、平成25年度末時点で県内のPCB	
		廃棄物のうち、高圧トランス及びコンデンサ等について、あわせて7	
		7%の処理が完了した。	
	・・・の設置を指導してきた。	・・・の設置を指導し、全国に先駆けて、個体管理番号付きステッカー	処理推進のための体制
	また、PCB特別措置法の施行後は、同法に基づく保管状況等の	を廃棄物本体に貼付してPCB廃棄物の個体管理を行い、紛失防止対策	及び対応について内容
	届出の徹底を図るとともに、平成14年度にはパンフレット「PC	に努めるとともに、迅速かつ適正なPCB廃棄物処理に係る委託締結を	更新
	B(ポリ塩化ビフェニル)問題を正しく理解するために」を作成し、	指導してきた。	
	保管事業者に対して、地震への対応を含めた適正保管を指導してい	また、東海4県のPCB廃棄物処理が推進されるよう、東海4県及び	
	る。	PCB特別措置法第19条第1項の政令で定める市(以下「19条政令	
	さらに、平成15年度には、PCB廃棄物の保管の状況、処理に	市」という。)で構成する「PCB廃棄物処理に係る東海地区広域協議	
	対する意向等をアンケート調査するとともに、全国に先駆けて、個	会」(以下「東海地区広域協議会」という。)を通じて国及び関係自治体	
	体管理番号付きステッカーを廃棄物本体に貼付してPCB廃棄物の	と必要な調整を実施してきた。	
	個体管理を行い、紛失防止対策に努めている。		
第2節 趣旨	この県処理計画は、県が廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき、	この県処理計画は、平成26年6月に国が変更した基本計画との整合性	本計画に係る変更理由
	平成19年3月に策定した愛知県廃棄物処理計画とも整合性を図っ	を図ったものである。	の記載
	たものである。		
第3節 計画の基本的事項	1 計画期間	1 計画期間	既に処理が進捗してい
	本計画は、平成16年12月から、PCB特別措置法に基づくP	本計画は、PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の処理期限である	ること及び処理期限の
	CB廃棄物の処理期限である平成28年7月までを計画期間とす	平成39年3月までを計画期間とする。	延長を考慮し内容更新
	る。		

	旧	新	変更理由等
	2 計画の対象	2 計画の対象	国の基本計画変更と処理
	(追加)	なお、PCB廃棄物は、以下のとおりである。	進捗の整合
		①高圧トランス及び廃PCB等	
		②安定器等・汚染物	
		③柱状トランス及び電気機器又はOFケーブル(PCBを絶縁材料	
		として使用したものを除く。) に使用された絶縁油であって、微	
		量のPCBに汚染されたもの又は絶縁油が塗布され、染み込み、	
		付着し、若しくは封入されたものが廃棄物となったもの(柱上	
		トランスを除く、以下「微量PCB汚染廃電気機器等」という。)	
	3 基本的方針	3 基本的方針	無害化処理施設の追加
	①高圧トランス、高圧コンデンサ及びこれらと同程度の大型の電気	①すべてのPCB廃棄物について、PCB特別措置法の未届けのも	
	機器(以下「高圧トランス等」という。)、並びにPCB及びPC	の及び現在使用中であるPCB使用製品の把握に努めるととも	
	Bを含む油(以下「廃PCB等」という。)については、平成20年度	に、PCB特別措置法上の期限及び日本環境安全事業株式会社の	
	までに全体の約50%の処理を完了する。	各事業所における処理期間で1日でも早く、安全かつ適正に処理	
	② (略)	を完了する。	
	③県及びPCB特別措置法第19条第1項の政令で定める市(以下	② (略)	
	「19条政令市」という。)、国、保管事業者、PCB廃棄物処理	③県及び19条政令市、国、保管事業者、PCB廃棄物処理施設及	
	施設を設置する者、収集運搬者等の関係者は、それぞれの役割分	びPCB無害化処理施設を設置する者、収集運搬者等の関係者は、	
	担により、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の積極的な取組に	それぞれの役割分担により、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理	
	努めるとともに、各々連携して計画的な処理の推進を図る。	の積極的な取組に努めるとともに、各々連携して計画的な処理の	
		推進を図る。	
	4 その他	4 その他	進行管理の文言を追加
	本計画は、国の基本計画の見直し及びPCB廃棄物の処理体制の	(以下、追加)	
	整備状況等を勘案して、必要に応じて見直しを行うこととする。	また、PCB廃棄物の把握、適切な保管、早期処理の促進のため、事業者	
		に対して周知・啓発を継続的に実施し、PCB特別措置法に基づく保管届	
		出等により、処理状況等を適切に把握するなど、本計画の進行管理を実	
		施していく。	
第2章 PCB廃棄物の保	1 PCB廃棄物の保管量	1 PCB廃棄物の保管量	保管量の時点修正
管量、発生量及び処分量の	(略)・・・届出された平成15年3月31日現在の・・・	(略)・・・届出された平成25年3月31日現在の・・・	
見込み	県内においては、高圧トランス及び高圧コンデンサが全国の約	県内においては、高圧トランス及び高圧コンデンサが全国の約	
第1節 現状	7%に当たる 16,354 台が保管されており、低圧トランス及び低圧	3%に当たる 7,451 台が保管されており、低圧トランス及び低圧コンデンサ	
	コンデンサは、全国の約4%に当たる48,295台が保管されている。	は、全国の約12%に当たる212,040台が保管されている。また、安定器は、	
	また、安定器は、全国の約7%に当たる約34万台、感圧複写紙は、	全国の約7%に当たる約40万台、感圧複写紙は、全国の約3%に当たる約	
	全国の約8%に当たる約53トンが保管されている。	19 トンが保管されている。	

	旧	新	変更理由等
	表2-1-1 PCB廃棄物保管量	表2-1-1 PCB廃棄物保管量	事業場数等の時点修正
	(表中の事業場数及び保管量の変更については省略)		国の基本計画変更と整合
	注3)全国は、平成14年3月31日現在のデータである。	注3)全国は、平成24年3月31日現在のデータである。 注4)これらのほか、微量PCB汚染廃電気機器等がある。	
	2 PCB使用製品の使用量	2 PCB使用製品の使用量	時点修正
	PCB特別措置法第8条の規定に基づき、県内の保管事業者から	PCB特別措置法第8条の規定に基づき、県内の保管事業者から県又	国の基本計画との整合
	県又は19条政令市に届出された平成15年3月31日現在のPC	は19条政令市に届出された平成25年3月31日現在のPCB使用	
	B使用製品の種類別の使用量及び電気事業法電気関係報告規則に基	製品の種類別の使用量及び電気事業法電気関係報告規則に基づき使用	
	づき使用事業者から経済産業省中部経済産業局に報告されたPCB	事業者から中部近畿産業保安監督部に報告されたPCB含有電気工作	
	含有電気工作物の種類別の使用量を基に作成したPCB使用製品の	物の種類別の使用量を基に作成したPCB使用製品の使用量は、次のと	
	使用量は、次のとおりである。	おりである。	
	これらのPCB使用製品は平成28年7月までに使用を廃止し、		
	PCB廃棄物として処理が見込まれる。		
	表2-1-2 PCB使用製品の使用量	表2-1-2 PCB使用製品の使用量	事業場数等の時点修正
	(表中の事業場数及び使用量の変更については省略)		国の基本計画との整合
		注3)このほか、PCB使用製品として、微量PCB汚染廃電気機器等	
		がある。	
第2節 PCB廃棄物の保管	現在保管されているPCB廃棄物と今後発生するPCB廃棄物	(削除)	時点修正
量、発生量及び処分量の見込み	は、PCB特別措置法に基づく処理期限である平成28年7月までに		
	処分する必要がある。発生量とPCB廃棄物保管量の合計を処分量		
	の見込み量とした。		

旧	新	変更理由等
1 高圧トランス等及び廃PCB等	1 高圧トランス等及び廃PCB等	時点修正
高圧トランス等及び廃PCB等については、平成20年度までに概	平成25年3月31日現在、高圧トランス等及び廃PCB等の保管	
ね 50%の処分の終了を見込んだ。	量、発生量及び処分量の見込みは次のとおりである。	
表2-2-1 高圧トランス等に係る保管量、発生量及び処分量の見	表2-2-1 高圧トランス等に係る保管量、発生量及び処分量の見	
込み	込み	
(表中の保管量、発生量及び処分量の変更については省略)		
注1) 「発生量」とは、現在使用中のものが平成28年7月までに廃 注	注1)「発生量」とは、現在使用中のものが廃棄物となる見込みの量	
棄物となる見込みの量である。	である。	
3 安定器等・汚染物その他PCB廃棄物等	2 安定器等•污染物	国の基本計画との整
本節1及び2に掲げるPCB廃棄物以外のPCB廃棄物として、低	本節1及び2に掲げるPCB廃棄物以外のPCB廃棄物として、低	時点修正
圧トランス、低圧コンデンサ及びその他の機器のうち小型のもの、安」	圧トランス、低圧コンデンサ及びその他の機器のうち小型のもの、安	
定器、感圧複写紙、ウエス並びに汚泥(以下「安定器等・汚染物その」	定器、感圧複写紙、ウエス並びに汚泥(以下「安定器等・汚染物」と	
他PCB廃棄物等」という。)がある。	いう。)がある。	
これらその他PCB廃棄物等については、平成28年7月までに処	平成25年3月31日現在、それらの保管量、発生量及び処分量の	
理する必要があることから、の保管量と発生量の合計を処分量と見込	見込みは次のとおりである。	
んだ。		
 表2-2-3 安定器等・汚染物その他PCB廃棄物等に係る保管	表2-2-2 安定器等・汚染物に係る保管量、発生量及び処分量	
量、発生量及び処分量		
(表中の保管量、発生量及び処分量の変更については省略)		
注) 「発生量」とは、現在使用中のものが平成 28 年 7 月までに、廃 注	注1)「発生量」とは、現在使用中のものが廃棄物となる見込みの量	
棄物となる見込みの量である。	である。	
	注2)「その他の機器等」とは、トランス類及びコンデンサ類、その	
	他の機器のうち、高圧トランス及び高圧コンデンサと同程度の大	
	型の機器を除いたものをいう。	

	旧	新	変更理由等
	2 柱上トランス	3 柱上トランス及び微量PCB汚染廃電気機器等	時点修正
	柱上トランスについては、全量を中部電力株式会社が保有してお	①柱状トランス	国の基本計画との整合
	り、供給区域内に保管又は使用中のものを自ら処分することとしてい	柱上トランスについては、全量を中部電力株式会社が保有してお	
	る(第3章第1節2参照)。	り、供給区域内に保管又は使用中のものを自ら処分することとしてい	
	中部電力株式会社における処理計画を基に、平成 20 年度までに容	る(第3章第1節2参照)。	
	器・部材については概ね20%、PCBを含む絶縁油については、概ね	②微量PCB汚染廃電気機器等	
	40%の処分の終了を見込んだ。	現在、使用中のものを含め、全国で電気機器が約120万台、〇	
		Fケーブルが約1, 400kmと推計されており、中部近畿産業保	
		安監督部及び関係団体等と連携し、処理対象量の把握に努める。	
		また、中部電力株式会社が保有する大型機器等については、関連	
		会社により供給区域内に保管中のものを処分することとしている	
		(第3章第1節4参照)。	
	表2-2-2 柱上トランスに係る保管量、発生量及び処分量の見込	表2-2-3 柱上トランスに係る保管量、発生量及び処分量の見込	時点修正
	み	み	
	(表中の保管量、発生量及び処分量の変更については省略)		
	注2)「発生量」とは、現在使用中のものが平成 28 年 7 月までに、	注2) 「発生量」とは、現在使用中のものが廃棄物となる見込みの量	
	廃棄物となる見込みの量である。	である。	
第3章 PCB廃棄物の確	(追加)	日本環境安全事業株式会社は、豊田市細谷町地内に拠点的広域処理	国の基本計画との整合
実かつ適正な処理の体制		施設として豊田事業所を設置し、東海4県(愛知県、岐阜県、静岡県	
第1節 PCB廃棄物の処		及び三重県)を処理対象区域として、PCB廃棄物の処理を平成17	
理体制の現状		年9月から開始している。	
		なお、平成26年6月の基本計画の変更に基づき、日本環境安全事	
		業株式会社における5事業所の特長を生かし、相互に処理能力を活用	
		する。	

IΒ	新	変更理由等
1 高圧トランス等及び廃PCB等	1 高圧トランス等及び廃PCB等	国の基本計画との整合
日本環境安全事業株式会社は、豊田市細谷町地内に拠点的広域処理	高圧トランス等及び廃PCB等の処理を平成17年9月から開始	
施設を設置し、東海4県(愛知県、岐阜県、静岡県及び三重県)を処	しており、日本環境安全事業株式会社大阪事業所で処理困難な一部機	
理対象区域とし、高圧トランス等及び廃PCB等の処理を平成17年	器についても、処理をすることとする。施設の概要は表3-1-1の	
9月から開始している。施設の概要は表3-1-1のとおりである。	とおりである。	
表3-1-1 日本環境安全事業(株)豊田事業所のPCB廃棄物処	表3-1-1 日本環境安全事業(株)豊田事業所のPCB廃棄物処	国の基本計画との整合
理施設の概要	理施設の概要	
(表中の項目等に係る変更については省略)		
(追加)	注2)計画的処理完了期限とは、保管事業者が日本環境安全事業株式会社に処分委託を行う期限である。 注3)事業終了準備期間とは、今後新たに発生する廃棄物や、処理困難物への対応及び事業終了のための準備を行う期間である。	
3 その他PCB廃棄物等	2 安定器等・汚染物	国の基本計画との整合
その他PCB廃棄物等の処理については、現在、国において広域処	安定器等・汚染物の処理については、日本環境安全事業株式会社豊	
理体制の検討がなされている(第2章第2節3参照)。	田事業所で処理が可能な小型機器の一部に限り処理し、それ以外のも	
	のを同社北九州事業所で処理することとする。 (第2章第2節3参	
	照)。施設の概要は表3-1-4のとおりである。	
	表3-1-2 日本環境安全事業(株)北九州事業所のPCB廃棄物	
	処理施設の概要	
	項目	
	設置場所 福岡県北九州市若松区響町一丁目	
	型理区域 (安定器等・汚染物) 豊田事業所処理区域 北九州事業所処理区域 大阪事業所処理区域内	
	処理能力等 容器:部材 10.4トン/日 処理方法 プラズマ溶融分解法	
	処理開始 平成 21 年 7 月	
	計画的処理完了期限 平成34年3月	
	事業終了準備期間 平成34年4月~平成36年3月	

こととし、海部郡飛島村 着した容器・部材の処理 表3-1-2 柱上トラ 処理開始	ウンス容器・部材の処理施設の概要 平成 20 年度上期 ウCBを含む絶縁油の処理施設の概要	①柱状トランス 中部電力株式会社は、 こととし、海部郡飛島村 着した容器・部材の処理 表3-1-2 柱上ト ラ	び微量PCB汚染廃電気機器等 、自社が保有する柱上トランスを自ら処分する 村内において、微量のPCBを含む絶縁油が付理を平成20年5月から開始している。 ランス容器・部材の処理施設の概要 平成20年5月 PCBを含む絶縁油の処理施設の概要	
こととし、海部郡飛島村着した容器・部材の処理表3-1-2 柱上トラ処理開始表3-1-3 微量のP	け内において、微量のPCBを含む絶縁油が付 関施設を整備中である。 シス容器・部材の処理施設の概要 平成 20 年度上期 PCBを含む絶縁油の処理施設の概要	中部電力株式会社は、こととし、海部郡飛島村着した容器・部材の処理表3-1-2 柱上トラ	村内において、微量のPCBを含む絶縁油がた理を平成20年5月から開始している。 ランス容器・部材の処理施設の概要 平成20年5月	国の基本計画との整合
着した容器・部材の処理 表3-1-2 柱上トラ 処理開始 表3-1-3 微量のP	型施設を整備中である。 ランス容器・部材の処理施設の概要 平成 20 年度上期 P C B を含む絶縁油の処理施設の概要	こととし、海部郡飛島村 着した容器・部材の処理 表3-1-2 柱上トラ 処理開始	村内において、微量のPCBを含む絶縁油がた理を平成20年5月から開始している。 ランス容器・部材の処理施設の概要 平成20年5月	
表3-1-2 柱上トラ 処理開始 表3-1-3 微量のP	ウンス容器・部材の処理施設の概要 平成 20 年度上期 ウCBを含む絶縁油の処理施設の概要	着した容器・部材の処理 表3-1-2 柱上トラ 処理開始	理を平成20年5月から開始している。 ランス容器・部材の処理施設の概要 平成20年5月	†
処理開始 表3-1-3 微量のP	平成 20 年度上期 P C B を含む絶縁油の処理施設の概要	表3-1-2 柱上 トラ	ランス容器・部材の処理施設の概要 平成 20 年 5 月	
処理開始 表3-1-3 微量のP	平成 20 年度上期 P C B を含む絶縁油の処理施設の概要	処理開始	平成 20 年 5 月	
表3-1-3 微量のP	P C B を含む絶縁油の処理施設の概要			
		表3-1-3 微量の	PCBを含む絶縁油の処理施設の概要	
		表3-1-3 微量の	PCBを含む絶縁油の処理施設の概要	
処理終了	₩ + 00 /F 7 I			1
	平成 28 年 7 月	処理開始	平成 39 年 3 月	
1				
		②微量PCB汚染廃電	電気機器等	
		微量PCB汚染廃電	電気機器等については、国が認定するPCB無	Ę.
		害化処理施設又は各都	都道府県知事等が許可する処理施設で処理する	
		こととする。		
		また、安全かつ効率	率的な処理の促進のため、今後も処理体制の整	<u> </u>
		備を図っていく必要が	がある。	
		なお、中部電力株式	式会社が保有する大型機器等については、関連	<u> </u>
		会社により、保管中の	のものを当該機器の特性に応じて、処理するこ	
		ととしている。 (第2	2章第2節4参照)。施設の概要は表3-1-	
		5のとおりである。		
		表3-1-5 微量P	C B 汚染廃電気機器等の処理施設(移動式)の	
		概要		
		項目	内容	
		設置場所 変圧器	県内 器 3台/7日	
		処理能力等 <u>処理力</u>		
		事業開始	平成 26 年 12 月	
		事業終了	平成 39 年 3 月	

	IΒ	新	変更理由等
第2節 PCB廃棄物の処	1 保管事業者の責務及び役割	1 保管事業者の責務及び役割	時点修正
理の体制の確保のための方	保管事業者は、処理期限である平成28年7月までに自ら又はPC	保管事業者は、法的処理期限である平成39年3月及び日本環境安	
策	B廃棄物に係る・・・	全事業株式会社の各事業所における処理期間内で早期に処理が完了	
		するよう、自ら又はPCB廃棄物に係る・・・	
	2 処分業者等の責務及び役割	2 処分業者等の責務及び役割	国の基本計画との整合
	(中略)	(中略)	
	・ PCB廃棄物が処理期限までに確実かつ適正に・・・	PCB廃棄物が処理期限内で早期に、確実かつ適正に・・・	
	3 県及び19条政令市の責務及び役割	3 県及び19条政令市の責務及び役割	国の基本計画との整合
	・・・(中略)・・・できるだけ早期の代替品への転換及び処理期	・・・(中略)・・・できるだけ早期の代替品への転換及び処理期	時点修正
	限内の処理を周知・啓発することにより、安全かつ確実な処理を推進	限内における早期の処理を周知・啓発することにより、安全かつ確実	
	する。	な処理を推進する。	
	(中略)	(中略)	
	このほか、県は、中小企業者、が保有する・・・	このほか、県は、中小企業者、一定規模以下の法人及び経済的理由	
		により負担能力の低い保管者(以下「中小企業者等」という。)が保	
		有する・・・	
第3節 PCB廃棄物の処	・・・中部電力株式会社が名古屋市港区内で絶縁油の処理施設を稼動	・・・中部電力株式会社が名古屋市港区内で絶縁油の処理施設を、海	時点修正
理施設の整備	させ、海部郡飛島村で容器、部材の処理施設の整備を進めている(本	部郡飛島村で容器、部材の処理施設を稼働させている(本章第1節参	国の基本計画との整合
	章第1節参照)。	照)。	
	また、安定器をはじめとするその他PCB廃棄物等については、現	なお、微量PCB汚染廃電気機器等の処理ができるPCB無害化処	
	在、国において広域処理体制の検討がなされている。	理施設については、民間事業者等が整備している。	
第4節 PCB廃棄物の広	・・・19条政令市の相互の密接な連携が必要であり、東海4県及	・・・19条政令市の相互の密接な連携が必要であり、東海地区広	国の基本計画との整合
域的な処理の体制	び4県内の19条政令市で構成する東海地区広域協議会等を通じて、	域協議会等を通じて、関係の県及び19条政令市と十分な協議、調整	
	関係の県及び19条政令市と十分な協議、調整を行う。	を行う。	
		(中略)	
	(追加)	なお、高圧トランス等のうち一部の機器及び安定器等・汚染物、そ	
		の処理にあたって日本環境安全事業株式会社豊田事業所以外の事業	
		所で処理するものについては、当該事業地区の広域協議会等と協議、	
		調整を行う。	

	旧	新	変更理由等
第5節 PCB廃棄物の収	(最終行以降へ追加)	なお、高圧トランス等のうち一部の機器及び安定器等・汚染物、そ	国の基本計画との整合
集運搬体制の確保		の処理にあたって日本環境安全事業株式会社のうち豊田事業所以外	
		の事業所で処理するものに係る収集運搬については、処理事業地区及	
		び通過地区の広域協議会等と収集運搬の方法等に関し協議、調整を行	
		う。	
第6節 PCB廃棄物処理	PCB廃棄物のうち高圧トランス等の処理費用の負担軽減が図ら	PCB廃棄物のうち高圧トランス等の処理費用の負担軽減が図ら	時点修正
基金による処理の促進	れることとなった。	れ、さらに平成26年4月からは、一定規模以下の法人、個人につい	
	県は、県内の中小企業者が保管するPCB廃棄物の処理費用の負担	てもその負担能力を考慮し、基金による負担軽減の対象となった。	
	の軽減を図り、早期処理を促進するため、平成13年度から毎年この	県は、県内の中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用の負	
	基金に出えんしている。	担の軽減を図り、早期処理を促進するため、平成13年度から毎年こ	
		の基金に出えんしている。	
	図3-6-1 PCB廃棄物処理基金の仕組み	図3-6-1 PCB廃棄物処理基金の仕組み	時点修正
	図中、「中小企業者」	図中、「中小企業者等」	
	環境大臣が指定 する処分業者	(削除)	
第4章 PCB廃棄物の確	また、収集運搬業者に対しては、「PCB廃棄物収集・運搬ガイド	また、収集運搬業者に対しては、「PCB廃棄物収集・運搬ガイド	国の基本計画との整合
実かつ適正な処理の推進	ライン」の遵守を徹底するとともに、GPSを利用した車両運行管理	ライン」の遵守を徹底するとともに、GPSを利用した車両運行管理	
第1節 監視及び指導の徹	システムによる安全かつ効率的な収集運搬を指導する。	システムによる安全かつ効率的な収集運搬を指導する。	
底	(追加)	なお、日本環境安全事業株式会社のうち、豊田事業所以外の事業所	
		で処理するため、事業対象地区以外への収集運搬については、関係す	
		る地区の広域協議会等と調整した収集運搬の方法等の徹底を指導す	
		る。	

	IB	新	変更理由等
第2節 関係者相互の連携	・・・PCB廃棄物の処理を計画的に推進する。	・・・PCB廃棄物の処理を計画的に推進する。	国の基本計画との整合
		また、豊田事業所等の処理施設が設置されている地元自治体に対しては、処	
		理に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、県及び広域協議会として円滑	
		な処理が進むよう、豊田事業所周辺における環境モニタリングの実施など、積	
		極的な協力を行うこととする。	
	・ 東海地区広域協議会等を活用して、・・・	・ 東海地区広域協議会等を活用して、・・・	
	(追加)	日本環境安全事業株式会社のうち、豊田事業所以外の事業所	
		で処理する場合は、当該事業地区の広域協議会等と調整し、連	
		携を図る。	
	・ 経済産業省中部経済産業局と連携して、・・・	・ 中部近畿産業保安監督部と連携して、・・・	
	・ 経済産業省中部経済産業局と協力して、・・・	・ 中部近畿産業保安監督部と協力して、・・・	
第3節 緊急時の対応	収集運搬経路における事故の発生時等に速やかな対応が図られる	収集運搬経路における事故の発生時等に速やかな対応が図られる	国の基本計画との整合
	よう、東海地区広域協議会において広域における緊急時連絡体制を整	よう、東海地区広域協議会において広域(日本環境安全事業株式会社	
	備する。	豊田事業所以外の事業所で処理する場合の収集運搬を含む。)におけ	
		る緊急時連絡体制を確保する。	
	処分業者等に対しては、PCB廃棄物の搬入、処分の状況や排出モ	処分業者等に対しては、PCB廃棄物の搬入、処分の状況や排出モ	国の基本計画との整合
るための方策	 ニタリング結果等PCB処理に関する情報や処理施設を積極的に公	ニタリング結果等PCB処理に関する情報や処理施設を積極的に公	
	開するよう指導する。	開するとともに、保管事業者に対しては、処理施設を視察し処理の確	
		認をするよう周知する。	
 第5章 今後の課題	第1節 低濃度PCB汚染物の処理	第1節の微量PCB汚染廃電気機器等の処理	国の基本計画との整合
第1節 微量PCB汚染廃	│ │ 近年、PCBを使用していないとされたトランス等重電機器の一部	これまでPCBを使用した高圧トランス等と微量のPCBに汚染	
電気機器等の処理	 にも微量のPCBに汚染された絶縁油が含まれているもの(以下「低	された電気機器等の識別がつかなかったが、平成26年2月のPCB	
	濃度PCB汚染物」という。) の存在が社団法人日本電機工業会等の	特別措置法の届出様式に係る改正により、今後はその規模が明らかに	
	調査により明らかとなっている。	なる見込みである。	
	現在、国において低濃度PCB汚染物の特定やその特性に応じた処	微量PCB汚染廃電気機器等については、国による無害化処理認定	
	 理方法、処理の基本的方向等について検討がなされていることからと	施設又は都道府県知事等の許可による施設において処理を行うこと	
	 ころであり、その結果によっては、今後の事業者による保管や適正処	としており、今後さらに処理が促進されるよう、その特性に応じた処	
	 理の推進に大きな影響を与えることが予想されることから、国の検討	理方法について検討がなされていることから、国の検討状況の把握に	
	│ 状況の把握に努めるとともに、関係業界への周知及び適切な指導に努	努めるとともに、関係業界への周知及び適切な指導に努めていく。	
	めていく。		
	なお、これらのPCBを使用した部品は、その他PCB廃棄物等として、現	(削除)	国の基本計画との整合
			
た部品を含む家電製品の処	在、国において広域処理の体制について検討がなされている。		